

認知症介護実践者研修について

◇認知症介護実践者研修でとれる加算

○認知症加算

認知症高齢者（日常生活自立度 III 以上）を積極的に受け入れるための体制を評価する加算です。小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護に加え、2015 年の介護報酬改定で通所介護、地域密着型通所介護でも創設。

○認知症加算の算定要件

基準要件	備考
通所介護の人員基準に規定の配置に加え、 看護職員または介護職員を常勤換算で2名以上確保していること。	
通所介護事業所における前年度または算定月の前3カ月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症のもの占める割合が 100分の20以上 であること。	・日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当するもの。 ・割合については、前年度または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数または利用延人員数を用いて算定する。要支援は人員数には含まない。
通所介護を行う時間帯を通じて、認知症介護の指導にかかる専門的な研修、認知症介護にかかる専門的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。	・認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修のいずれか

※また、同加算を算定している事業所は、認知症の症状の進行の緩和に資す認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成する必要がある（2015年度改定留意事項通知より）。

○認知症加算（通所介護）の単位数

60 単位/日

※若年性認知症利用者受入加算との併算定は不可

※中重度者ケア体制加算との併算定は可能

◇認知症介護リーダー研修でとれる加算

○認知症専門ケア加算

認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施している事業所を評価する加算のこと。

2021 年度（令和 3 年度）の介護報酬改定では、加算の対象サービスに「訪問介護」「訪問入浴介護」「夜間対応型訪問介護」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が加わった。また、加算の算定要件の一つである『認知症ケアに関する専門的研修等』の対象となる研修等が見直され、『認知症看護に係る適切な研修』が対象に加わった。

○認知症専門ケア加算の該当する介護サービス種別

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 介護医療院
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○認知症専門ケア加算の種類と単位数

介護サービス種別	(Ⅰ)の単位数	(Ⅱ)の単位数
訪問介護	3単位/日	4単位/日
訪問入浴介護	3単位/日	4単位/日
短期入所生活介護	3単位/日	4単位/日
短期入所療養介護	3単位/日	4単位/日
特定施設入居者生活介護	3単位/日	4単位/日
介護老人福祉施設	3単位/日	4単位/日
介護老人保健施設	3単位/日	4単位/日
介護療養型医療施設	3単位/日	4単位/日
介護医療院	3単位/日	4単位/日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	90単位/月	120単位/月
夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する場合：3単位/日 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合：90単位/月	夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する場合：4単位/日 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合：11単位/月
認知症対応型共同生活介護	3単位/日	4単位/日
地域密着型特定施設入居者生活介護	3単位/日	4単位/日
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3単位/日	4単位/日

○認知症専門ケア加算の算定要件

- ・ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の算定要件

□利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者(以下、対象者)が占める割合が50%以上

であること。

- 認知症介護に係る専門的な研修を修了している従業者を、対象者の人数に応じて配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

□ 認知症介護に係る研修を終了している従業者の配置人数

対象者の人数	研修終了者の配置人数
20人未満	1以上
20人以上	1に、対象者が19人を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えた数以上

- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）の算定要件
 - 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の算定要件を満たすこと。
 - 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している従業者を1名以上配置し、認知症ケアの指導等を実施していること。
 - 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。

○認知症専門ケア加算の算定要件の詳細

- ・ 認知症専門ケア加算の算定要件にある対象者の日常生活自立度とは
日症生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、M のいずれかに該当する利用者

- ・ 認知症専門ケア加算の対象者の割合の算定方法
日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者の割合は、「算定日が属する月の前3月間」の「利用者実人数」または「利用者延人員数」の平均を計算し、その数値が50%以上かどうかで判定。
この割合は、届出月以降も毎月継続的に、所定の割合をクリアする必要がある。

- ・ 認知症介護に掛かる専門的な研修とは
認知症介護に係る専門的な研修には、以下の研修等が該当します。
 - 認知症介護実践リーダー研修
 - 認知症看護に係る適切な研修

- ◇日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ◇日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ◇日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

- ・認知症介護の指導に係る専門的な研修とは
認知症介護に係る専門的な研修は、「認知症介護指導者養成研修」及び「認知症看護に係る適切な研修」を指す。